

薬生食輸発0609第2号
令和2年6月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン及び米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))を除く。)のデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年6月5日付け薬生食輸発0605第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))のデルタメトリン及びトラロメトリン(製造者、製造所、輸出者及び包装者がTOYOTA TSUSHO AMERICA, INC.のものに限る。)についてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。